

答申第 822 号

情 公 第 1958 号

令和 7 年 9 月 30 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 6 月 20 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（その 6）（諮問第 887 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和4年1月3日付け行政文書公開請求に対し、別表2の「特定した行政文書」欄に掲げる行政文書を特定した上で、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年1月3日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「請求内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年1月5日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和4年2月24日付けで、別表1の「原処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年3月28日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 道水路等境界復元に関連する資料の公開と閲覧を請求したところ、文書は改ざんされていた。そして、敷地測量図を公開してもらう席で、特定職員が当該文書を持って逃げたことから請求文書は存在している。
- (2) 請求した文書は存在するのか。元々不存在なのか。ある時まではあったのか。法的に不存在になったのか。法的に不存在になったなら何年度何月か。
- (3) 実施機関は、漫然と根拠条文を示すだけで、個人情報保護の名の下に筆界杭を抜くなど行った犯罪に対する説明責任及び関係する請求文書を隠蔽した。

## 4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 文書の特定について

境界位置について、審査請求人と十数回延べ50時間以上の面談を行い、公開文書の説明及び審査請求人の主張等に対して意見交換を行っている。この過程を踏まえて、文書の特定を広範囲に捉え、類推する文書についても公開している。

(2) 文書の不存在について

審査請求人の境界位置に対する主張は、請求の背景のとおり実施機関の認識と相違していることから、審査請求人より、自己の主張に沿った文書の公開請求を再三にわたり求められている。実施機関の回答はそのたびに、「審査請求人の主張に沿う文書は存在しない。又は作成されていない。物理的不存在である。」と回答説明している。

(3) 不存在文書又は公開対象外文書について

別表1に掲げる請求1は、請求の内容では、保存文書の探索ができず、文書の特定ができなかった。また、同表に掲げる請求2、請求3、請求4、請求5、請求6、請求8、請求9、請求10及び請求11については、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない（物理的不存在）。

(4) 一部非公開とした文書について

別表2に掲げる請求7に係る文書に記載された住所・個人名は、特定の個人を識別し、その情報が公開されることにより特定の個人に不利益を生じるおそれがあるため条例第5条第1号本文に該当するとして非公開とした。

(5) 全体を通しての考察

情報公開制度は、あくまで実施機関が保存している文書を公開するものであって、自己の主張を認めさせ、その主張に基づいた文書を作成させる手段に用いるべきでないとする。

審査請求人より、同一文書の公開請求を複数回受けているが、保管文書の隠蔽は行っていないので、今後においても、審査請求人の同一内容文書の公開請求については、これまでに公開した文書の公開を繰り返す結果となる。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 文書不存在を理由に非公開とした処分の妥当性について

実施機関は、別表1に掲げる請求のうち、請求1について、請求の内容では、保存文書の探索ができず、文書の特定ができなかったとして、また、請求2、請求3、請求4、請求5、請求6、請求8、請求9、請求10及び請求11については、対象文書は、執務室内等を探索したが見当たらないなどとして、物理的に不存在であることを理由に非公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性を検討する。

なお、当審査会は本件請求と同趣旨の請求に係る文書の特定の妥当性について令和7年3月4日付け答申第806号及び令和7年6月4日付け答申第810号（以下それぞれ「答申第806号」及び「答申第810号」という。）で判断済みであるため、当該判断を踏まえて以下検討する。

#### ア 請求1について

請求1は、「令和元年10月4日（金曜日）開示の席で、貴所長あて文書を、特定職員が処理され写しを頂きましたが返書を頂いておりません。文書処理日数も経過しておりますが、その後、所長にあてた文書について、電話を頂いた文書の開示」を求めるものである。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人の主張するような、審査請求人から住宅営繕事務所長に文書が提出されたという事実はないということであった。

これを覆す事実が審査請求人から示されていない以上、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

#### イ 請求2及び請求3について

当審査会が標記請求に係る行政文書公開請求書の記載内容を確認したところ、その請求内容はいずれも、神奈川県が平成10年に特定市に申請したとされる「道水路等境界調査」に関する行政文書（以下「境界調査関連文書」という。）の公開を求めるものと認められる。

この点、当審査会は、答申第810号において、「当審査会が実施機関に

確認したところ、境界調査関連文書は仮に存在したとしても、その保存期間は実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）の別表に規定する『県有財産の処分又は管理に関するもの』であるとして、10年保存文書に該当するとの説明があった。本件請求内容を踏まえれば、境界調査関連文書は県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に関する文書と認められることから、これを『県有財産の処分又は管理に関するもの』として10年保存文書に該当するとした実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。」としたうえで、「平成10年から既に10年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和2年10月16日）においては、境界調査関連文書の保存期間は満了していたことになる。」ことから、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても、本件請求時点（令和4年1月3日）において、既に保存期間は満了していたことになることから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

#### ウ 請求4について

請求4は、「平成21年7月27日（月曜日）特定職員2名の挨拶を頂戴した際に、特定地番特定県営住宅と特定地番間の新設したK4石杭を国土調査時の撤去したK4鉄びょう杭の位置へ移設するために作成されたと言う境界改善計画書の開示」を求めるものである。

この点、当審査会は、答申第806号において、「仮に実施機関が平成21年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成21年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになる。」として、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても、本件請求時点（令和4年1月3日）において、既に保存期間は満了していたことになることから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を

行ったことは妥当である。

エ 請求5について

請求5は、「平成21年11月12日（木曜日）特定地番と特定地番の工事について業者の方へ説明された計画書の開示」を求めるものである。

この点、当審査会は、答申第806号において、「仮に実施機関が平成21年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成21年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになる。」として、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても、本件請求時点（令和4年1月3日）において、既に保存期間は満了していたことになることから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

オ 請求6について

請求6は、「平成22年3月12日（木）から始まった特定地番と特定地番の境界K3とK4間の工事に関する文書一式の開示」を求めるものである。

この点、当審査会は、答申第806号において、「仮に実施機関が平成22年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになる。」として、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても、本件請求時点（令和4年1月3日）において、既に保存期間は満了していたことになることから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

カ 請求8について

請求8は、「平成22年4月8日（水曜日）午後2時、神奈川県が東側境界に馬型の車止め3個設置したことに対し、特定人物2名から（略）と、請求者が因縁をつけられた際に、請求者に変わり平成22年6月17日

県営繕事務所特定課特定職員が（略）と、請求者及び家族を帯同し、特定人物2名に説明のため作成した文書と、その応答を残したという日報、日誌写しの開示」を求めるものである。

この点、当審査会は、答申第806号において、「仮に実施機関が平成22年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになる。」として、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても、本件請求時点（令和4年1月3日）において、既に保存期間は満了していたことになることから、実施機関が標記請求に係る行政文書が存在しないことを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

#### キ 請求9、請求10及び請求11について

当審査会が確認したところ、標記請求は、平成22年に特定の土地境界杭を国土調査時の場所に戻すことについての約束等が行われたことを示す行政文書の公開を求める趣旨のものであると認められる。

実施機関によれば、仮に当該文書が存在していたとしても、その保存期間は、規則が定める「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」として「5年」になる旨の説明があった。かかる実施機関の説明は、標記請求が特定の県有地に関連する土地境界杭の移設に関連する行政文書の公開を求めるものと解されることを踏まえれば、不自然、不合理とはいえない。

そして、当該説明を前提とすると、仮に実施機関が平成22年に標記請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和4年1月3日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

よって、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

#### (2) 非公開情報該当性について

実施機関は、別表 1 に掲げる請求 7 に対して特定した行政文書に含まれる情報の一部が条例第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っている。

当該情報は、特定日に特定の個人が実施機関宛てに送付した特定県営団地の環境改善に関する文書に含まれる、個人の氏名、印影、住所及び電話番号であると認められるところ、当該情報が条例第 5 条第 1 号本文に規定する「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され」るものであることは明らかであり、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しないことから、実施機関が当該情報を非公開としたことは妥当である。

## 6 附言

当審査会が、本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、請求 7 に係る対象文書について、印影及び電話番号を非公開とした理由が記載されていないことが認められた。

これは、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定する条例第 10 条第 3 項に明らかに反するものであるから、今後の行政文書公開請求の手續においては同項の規定に基づく理由の付記を徹底するよう、ここに附言する。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1 (請求内容と原処分内容)

請求	請求内容	原処分内容	当審査会が判断を示した過去の答申
1	令和元年 10 月 4 日 (金曜日) 開示の席で、貴所長あて文書を、特定職員が処理され写しを頂きましたが返書を頂いておりません。文書処理日数も経過しておりますが、その後、所長にあてた文書について、電話を頂いた文書の開示を求める。	非公開 (文書不存在)	—
2	特定地番の導水路等境界調査の申請時の公図は無い「藤沢の倉庫の中を探して・・・」と言ひ、見せずに持ったまま逃げた。(特定市特定課特定職員から、国土調査時の杭が存在していることを、特定職員は聴取し確認されているから『課長の方が詳しい』と、席に戻らず持ち逃げした平成 10 年 3 月調査時の特定地番地積図 (公図) の開示) ※実施機関が特定市に所有するという倉庫内を確認の上、法的に不存在的なのか元々存在しなかったものなのか開示を求める。	非公開 (文書不存在)	答申第 810 号
3	特定地番道水路等境界調査申請 (平成 10 年 4 月 20 日) 表示図の開示。	非公開 (文書不存在)	答申第 810 号
4	平成 21 年 7 月 27 日 (月曜日) 特定職員 2 名の挨拶を頂戴した際に、特定地番特定県営住宅と特定地番間の新設した K4 石杭を国土調査時の撤去した K4 鉄びょう杭の位置へ移設するために作成されたと言う境界改善計画書の開示。	非公開 (文書不存在)	答申第 806 号
5	平成 21 年 11 月 12 日 (木曜日) 特定地番と特定地番の工事について業者の方へ説明された計画書の開示。	非公開 (文書不存在)	答申第 806 号
6	平成 22 年 3 月 12 日 (木) から始まった特定地番と特定地番の境界 K3 と K4 間の工事に関する文書一式の開示。	非公開 (文書不存在)	答申第 806 号

請求	請求内容	原処分内容	当審査会が判断を示した過去の答申
7	平成22年5月25日、特定職員に電話し「風除けの点で話が詰まっていなかったから」と不在時に訪問していただいたと聞き、特定個人が平成22年6月22日付発出した文書写の開示。	一部公開（条例第5条第1号該当）	—
8	平成22年4月8日（水曜日）午後2時、神奈川県が東側境界に馬型の車止め3個設置したことに対し、特定人物2名から「あんたがやったあそこは県道です。誰が通ってもいいのです。…」と、請求者が因縁をつけられた際に、請求者に変わり平成22年6月17日県営繕事務所特定課特定職員が「県道ではありません。県有地ですから県で設置しました。」と、請求者及び家族を帯同し、隣接地権者に説明のため作成した文書と、その応答を残したという日報、日誌写しの開示。	非公開（文書不存在）	答申第806号
9	平成22年6月28日（月曜日）特定市9階で開催された特定地番の道水路境界調査時に新設したK4境界杭を、国土調査時の場所に復元することを、特定市特定所属の合同会議において、特定職員が元の場所に戻すことを約束した際の文書の開示。	非公開（文書不存在）	—
10	平成22年7月28日（水曜日）特定地番の土地を道水路等境界調査時に新設したK4杭を国土調査時通りの場所に戻すことを報告した報告書の写しの開示	非公開（文書不存在）	—
11	平成22年7月29日（木曜日）19:30から特定施設にて該当地近隣74名に対し、特定市特定所属により、特定地番の東側は「否道路です」。道水路境界調査時に新設したK4杭を国土調査時通りの場所（貴写真）に戻すことを説明した際の配布文書の写しの開示	非公開（文書不存在）	—

別表 2 (特定した行政文書及び非公開情報)

請求	特定した行政文書	非公開情報
7	県有地の環境改善に関する文書	住所、個人名、印影及び電話番号

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月23日 (収受)	○ 諮問
令和4年8月8日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和7年7月28日 (第251回部会)	○ 審議
令和7年8月15日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和7年8月29日 (第252回部会)	○ 審議
令和7年9月16日 (第253回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和7年9月30日現在）（五十音順）